

駐 車 場 利 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

兵庫県営住宅指定管理者  
株式会社 東急コミュニティー  
阪神南管理センター 所長 殿

申請者 住所.....  
県営.....住宅.....号棟.....号室  
フリガナ  
氏名.....  
電話（.....）.....番

次のとおり県営住宅の駐車場を利用したいので申請します。

なお、自治会・カークラブ等の円滑な運営のため当該申し込み内容に記載されている個人情報（利用開始後の変更事項、解約解除も含む）を同会等へ提供することを事前承諾します。

駐 車 場 の 名 称		駐 車 場 第 号 区 画		
駐車場の利用 に係る自動車	登録番号 (プレートNo.)			
	種 別	1. 普通	2. 小型	3. 軽
	車 名			
利用開始予定年月日		令 和	年	月 日
管理人受付年月日		管理人氏名		

(注) 駐車場の利用に係る自動車の種別の欄は、該当する番号に○印を記載してください。

添付書類 (a～d のうちのいずれか)

- a) 自動車検査証に所有者か使用者として本人名義で登録されている場合  
自動車検査証の写し
- b) 他人名義の車を譲り受ける場合  
自動車検査証 (他人名義の分) の写しと、車の譲渡証明または譲渡誓約書等
- c) 新車購入の場合  
売買契約書の写し又は注文書の写し、および車体寸法のわかるカタログ等
- d) 中古車購入の場合  
購入される車の車検証の写しと、売買契約書の写し

※車の大きさによっては、『誓約書兼隣接区画利用者および自治会同意書』が必要です。

※b)～d)につきましては、本人名義の自動車検査証の写しを用意でき次第、同封の『車両番号決定届』と一緒に送付下さい。

## 入居者の皆さんへ

### 県営住宅有料駐車場の利用について

あなたの入居される県営住宅には、有料駐車場が設置されています。駐車場をご利用いただくには次のような条件にすべて該当する必要があります。

なお、設置台数には限りがありますので、全区画契約済（満車）の場合は、申し訳ありませんが、県営住宅外の駐車場をご利用していただくこととなります。

#### 《1. 利用者の資格について》

当該団地の入居者又は入居者台帳に登載されている同居者（以下「入居者等」という）のうち、現に自動車を所有し、又は所有しようとしている方等で次の条件を満たす方。

- ① 家賃等の滞納がないこと。
- ② 高額所得者で明け渡しの請求を受けていないこと。
- ③ 現に所有し、又は所有しようとする自動車等が使用基準に該当すること。

#### 《2. 自動車の基準について》

- ① 自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義が入居者等であること。（ただし、勤務先の名義であって通勤用として貸与されている車については、一定の条件を満たした場合は利用できます。）
- ② 自家用自動車であること。（ただし、個人タクシー又は個人運送事業用自動車については、一定の条件を満たした場合は利用できます。）
- ③ 車幅1.7m以下、全長4.7m以下の自動車であること。（ただし、これらを超え、車幅1.85m以下、全長5.0m以下の車については、一定の条件を満たした場合は利用できます。）
- ④ 1住戸につき1台であること。（ただし、一定の条件を満たした場合は、暫定的に2台目の利用を認めることがあります。）

次の条件を両方とも満たす方は、駐車場利用料の減免を受けられる場合があります。減免を希望される方は必要書類や申請方法を事務所までご相談下さい。

なお、減免率は50%です。（2台目以上の駐車場利用料については減免出来ません）

- (1) 利用者が駐車場利用料及び家賃を滞納していないこと。
- (2) 入居者等が身体障害者で公安委員会の駐車禁止除外指定者証を受け、かつ、それを証する書類を添えて減免の申請をすること。

※注、申請資格者の基準については上記以外もある為、必ず減免出来るわけではありません。

#### 《注意》

これらは、一般的な利用条件を記したものです。団地により利用条件が異なる場合がありますので、詳細は、事務所までご相談ください。また、必要書類についてもあわせてご相談ください。

兵庫県営住宅指定管理者  
株式会社 東急コミュニティー  
阪神南管理センター